

競技会において着用又は携行することができる水泳用品、 用具のロゴマーク等についての取扱規程

(目 的)

第1条 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟（以下「本連盟」という。）の競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具のロゴマーク（商標・商標名の総称）等の取り扱いに関することを定める。

(ロゴマーク等の定義)

第2条 本連盟は、競技者、監督、コーチ及び役員（以下「競技者等」という。）が、競技会の会場内（招集所出口からテーブル・植栽・柵・チェーン・パーテーション等の造作物で仕切られた範囲内）で着用する水着及びウェア・持ち物等に付けることができる名称・マーク・ロゴマークについて、次のとおり定める。

- (1) 本規程において、マークは、文字を含まない図形のみをシンボルマークを指し、ロゴマークは、そのシンボルマークと企業名等の名称が組み合わさったデザインを指し、名称・マーク・ロゴマークを総称して「ロゴマーク等」という。
- (2) 競技者等が水着及びウェア・持ち物等に付けることができるロゴマーク等は、次のとおりとする。
 - 1) 競技者等の氏名や所属チームの名称・マーク・ロゴマーク
 - 2) オリンピックや世界選手権等の競技会を表す名称・マーク
 - 3) 競技者の所属が所在する国・国旗又は地域の名称、都道府県や市町村の名称・マーク・ロゴマーク
 - 4) 公式競技会及び公認競技会のシンボルマークや本連盟が認めたもの
 - 5) 上記1)の所属チーム以外の団体で、競技団体及び競技者登録規程に基づき、競技者が登録した団体の名称・マーク・ロゴマーク
 - 6) 所属チーム又は登録団体のスポンサー（所属スポンサー）の名称・マーク・ロゴマーク
 - 7) 競技者等のスポンサー（個人スポンサー）の名称・マーク・ロゴマーク
 - 8) 競技者等が使用する物品のメーカーの名称・マーク・ロゴマーク

(ロゴマーク等の使用基準)

第3条 競技者等は、名称・マーク・ロゴマークを水着及びウェア・持ち物等に付ける場合、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 以下の遵守事項において、「ロゴマーク等」1個とは、名称、マーク又はロゴマークのいずれか1個を指す。
- (2) ロゴマーク面積の計測方法は着用前のものとし、ロゴマークを正方形あるいは長方

形とみなし、縦×横で面積を求める。

(3) 水着

- 1) 第2条(2)の1)～4)までのロゴマーク等で50cm²以内のものを1個付けることができる。その表示方法について制限はない
- 2) 登録団体又はスポンサー(所属スポンサー又は個人スポンサーのいずれか1種類)のロゴマーク等で30cm²以内のものを1個付けることができる。
- 3) メーカーのロゴマーク等で、30cm²以内のものをウエストより上部に1個、下部に1個付けることができる。ただし、これらのメーカーのロゴマーク等は、相互に隣接して付けてはならない。ツーピースの水着には、上部に1個、下部に1個付けることができる

(4) ウェアー

- 1) 第2条(2)の1)～4)までのロゴマーク等
表示方法及び大きさについて制限はない
- 2) 上記以外のロゴマーク等は、次のとおりとする。なお、①②について、複数のウェア(ウインドブレーカー、Tシャツ、ポロシャツ、シャツ、スウェット、バスローブ、パンツ、ショーツ、スカート等)を着用する場合、同一のロゴマークであれば、複数のウェアに付けることを認める。

① 上半身に着用するウェア

登録団体のロゴマーク等又はスポンサーのロゴマーク等で、40cm²以内のものを胸部、両袖山部分に3個以内及びメーカーのロゴマーク等で40cm²以内のものを1個付けることができる。ただし、メーカーのマークは20cm²以内であれば数に制限はない。

② 下半身に着用するウェア

メーカーのロゴマーク等で40cm²以内のものを1個付けることができる。ただし、メーカーのマークは20cm²以内であれば数に制限はない。

(5) スイムキャップ

- 1) メーカーのロゴマーク等で20cm²以内のものを前面に1個付けることができる。
- 2) 第2条(2)の1)～4)までのロゴマーク等
表示方法及び大きさについて制限はない
- 3) 登録団体のロゴマーク等又はスポンサーのロゴマーク等を側面に20cm²以内のものを1個付けることができる。
- 4) 水球キャップについては、前面にメーカーのロゴマーク等で6cm²以内のものを1個、裏面に登録団体のロゴマーク等又はスポンサーのロゴマーク等で6cm²以内のものを1個付けることができる

(6) ゴーグル

スイムゴーグルには、メーカーのロゴマーク等で6cm²以内のものをフレーム又はストラップ部分に2個付けることができる。

(7) バッグ

- 1) 第2条(2)の1)～4)までのロゴマーク等
表示方法及び大きさについて制限はない
- 2) スポンサーのロゴマーク等で60cm²以内のものを1個、及びメーカーのロゴマーク等で60cm²以内のものを1個付けることができる。ただし、メーカーのマークは20cm²以内であれば数に制限はない。

(8) その他持ち物

- 1) 第2条(2)の1)～4)までのロゴマーク等
- 2) スポンサーのロゴマーク等で6cm²以内のものを1個、及びメーカーのロゴマーク等で6cm²以内のものを1個付けることができる。ただし、メーカーのマークは20cm²以内であれば数に制限はない。

(スポンサーのロゴマーク等の取り扱い)

第4条 スポンサーのロゴマーク等は、競技者等に相応しい商標等とする。公序良俗に反する若しくはそのおそれがあるもの又は、本連盟の理念に違反するものであってはならない。

- 2 本連盟又は公式競技会主催者は、競技規則及び大会要項等により、スポンサーのロゴマーク等の掲示を制限することができる。
- 3 掲示されたスポンサーのロゴマーク等が不相当であると本連盟又は公式競技会主催者が判断した場合には、登録団体及び競技者に対し、掲示を停止させることができる。
- 4 競技者が個人で契約したスポンサーのロゴマーク等の掲示は必ず競技者自身が所属の登録団体との確認を行うことを前提とし、競技者と登録団体間の問題については本連盟は一切関知しない。

(改 廃)

第5条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則1 本規程は、公益財団法人日本水泳連盟の設立の登記の日から施行する。

- 2 本規程は、あくまでも国内における競技および運営に適用されるものとする。国際大会ならびに国外において開催される競技会については、本規程に関わらず、World Aquatics の競技規則および当該大会主催者が定める大会規定に従うものとする。
- 3 本規程は、2016(平成28)年2月28日より一部改訂施行する。
- 4 本規程は、2017(平成29)年4月1日より一部改訂施行する。
- 5 本規程は、2018(平成30)年4月1日より一部改定施行する。
- 6 本規程は、2019(平成31)年3月10日より一部改定施行する。

- 7 本規程は、2023（令和5）年4月1日より一部改定施行する。
- 8 本規程は、2025（令和7）年3月16日より一部改定施行する。
- 9 本規程は、2026（令和8）年4月1日より一部改定施行する。